

## 令和 7 年度 介護サービス情報の報告・調査及び公表計画

### 1 目的

この計画は、県内の介護サービス事業者が提供する介護サービスに係る情報の報告、公表に係る事務を効率的かつ円滑に行うために、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 35 の規定により「介護サービス情報の公表」制度を実施するため、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 37 条の 2 の 3 第 1 項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、政令第 37 条の 5 第 1 項に規定する「調査事務に関する計画」及び政令第 37 条の 11 において準用する第 37 条の 5 第 1 項に規定する「情報公表事務に関する計画」を一体のものとして定めるものである。

### 2 計画の策定者

計画の策定者は、徳島県知事とする。

### 3 計画の基準日

令和 8 年 1 月 1 日

### 4 計画の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 5 公表対象サービス

「別紙 1」のとおり

### 6 報告・調査・情報公表の実施方法

#### (1) 報告・公表の対象となる介護サービス事業者

法第 115 条の 35 第 1 項に規定する事業者のうち、次のいずれかの要件を満たす者。ただし、対象介護サービスを提供する事業者であって、次の(ア)又は(イ)に掲げる基準に該当する事業所以外の介護サービス事業所を有する者が、任意に報告し公表することを妨げない。

(ア) 令和 7 年 4 月 1 日以降、新たに指定を受けた事業所（以下「新規事業所」という。）

(イ) 計画の基準日現在で、指定を受けた介護サービスを実施している事業所のうち、基準日前 1 年間に於いて介護報酬の支払いを受けた金額（利用者負担を含む）が 100 万円を超える事業所（以下「既存事業所」という。）。

#### (2) 報告、調査の方法及び期限

介護サービス情報の報告、調査の方法については、次によるものとする。

なお、報告は、各介護サービスごとに行うことを基本とするが、公表対象事業者が別紙 1 のサービス区分ごとの複数サービスを一体的に提供している場合は、報告・調査を一体的に行うものとして取り扱う。

ただし、各サービス区分において、一体的に事業が行われていない場合、又は同一日に調査が行えない場合は、別件とする。

ア 報告及び報告方法

公表対象事業者に別途通知する。

イ 調査

別に定める調査指針に基づき実施する。

(3) 公表を行うべき時期

報告又は調査完了後速やかに公表する。

(4) 調査を実施する機関

徳島県（長寿いきがい課）が調査を実施する。

## 別紙 1

### 公表対象サービス及びサービス区分

- ① 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション、療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅））、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型））
- ⑩ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯ 介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ⑰ 複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護